

平成 20 年 10 月 10 日
高知市契約課

単品スライド条項の運用の拡充等に関するお知らせ

単品スライド条項の運用については、平成 20 年 7 月 14 日より「鋼材類」と「燃料油」に分類される各材料を対象としていましたが、これら以外の主要な工事材料についても、単品スライド条項の対象とすることとしました。

記

1. 単品スライド条項の運用の拡充について

「鋼材類」、「燃料油」以外に「特別な要因により価格上昇が明確な工事材料」を対象品目として加えます。

(参考)

- ・「鋼材類」：H型鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板，鋼管杭，鉄鋼 2 次製品，ガードレール，スクラップ等，鋼材を主材料として構成されている材料
- ・「燃料油」：ガソリン，軽油，混合油，重油，灯油
- ・「アスファルト合材」：合材プラント工場で製造されたアスファルト合材
- ・「レディーミクストコンクリート」：生コン工場で製造されたレディーミクストコンクリート（生コンクリート），モルタル

上記以外の工事材料についても、単品スライド条項の対象となりますが、便乗値上げでないことなど、価格上昇の要因に関する説明資料を請求時に監督職員に提出し、その要因が明確と判断されたものが対象となります。

2. 単品スライド条項に係る協議内容の公表について

高知市ホームページ（契約課のページ）に掲載しています。

アドレス：http://www.city.kochi.kochi.jp/joho/html/lc____0505tt.htm

3. その他

その他、単品スライド条項に関する内容は、上記ホームページに掲載していますのでご確認ください。

4. 施行日 平成 20 年 10 月 10 日

「鋼材類」、「燃料油」以外の品目は、工期の末日がこの通知の施行日以降で、当該請求の際に残工期が 2 月未満の工事であっても、工期満了前であれば平成 20 年 10 月 31 日までの間は、請求を行なうことができるものとします。

以 上